

資料提供



担当課	上・工業用水道管理課
担当者	得津 雅夫
電話	472-3913
内線	7262

令和3年10月10日

紀の川以北地域全域への飲料水としての使用が可能となりました

本日18時15分をもって、鳴滝川以西地域への飲料水としての使用が可能になりましたが、その他の地域についても本日20時をもって飲料水としての使用が可能になりました。

これにより、紀の川以北地域全域において飲料水として使用できるようになりました。

ただし、各家庭や事業所等の水を個々に検査したものではありませんので、ご使用にあたっては、濁りなど異常がないかご確認をお願いします。

なお、濁り水が発生する場合がありますので、応急給水体制は引き続きしばらくの間行います。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくをお願いします。